

保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求について

個人情報保護法では、市の実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を定めています。

1. 開示請求

市の実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めることができる制度です。情報公開法による開示請求の場合、開示請求者本人の情報でも個人情報であれば原則不開示となりますので、自分の個人情報の開示を求める場合はこちらの制度をお使いいただくのが適当です。

請求に当たっては、本人であることを示す書類の提示と、開示請求手数料が必要になります。

2. 訂正請求

上記の開示請求により開示された保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正を求めることができる制度です。

3. 利用停止請求

上記の開示請求により開示された保有個人情報について、市の実施機関が適法に取得していない、市の実施機関がその利用目的の範囲を超えて保有している、市の実施機関が利用目的外に利用・提供していると思料するときに、市の実施機関による利用等の停止を求めることができる制度です。